

負担割合	対象者
3割	次の両方に当てはまる方 ・本人の合計所得が220万円以上 ・同一世帯にいる65歳以上の方の「年金収入+その他の合計所得金額」が、単身の場合340万円以上、2人以上世帯の場合463万円以上
2割	次の両方に当てはまる方 ・本人の合計所得が160万円以上 ・同一世帯にいる65歳以上の方の「年金収入+その他の合計所得金額」が、単身の場合280万円以上、2人以上世帯の場合346万円以上
1割	上記以外の方

※要支援・要介護の認定を受けた方には、利用者負担割合が記載された「介護保険負担割合証」を7月末までに送付します

介護サービスの利用者負担が、次の3つに細分化されます

介護サービス利用者負担が変更

8

月からの変更点

介護保険制度

問い合わせ

高齢者支援課介護保険係
(名寄庁舎 2階)
☎01654③2111 (内線3234~3236)
地域住民課福祉係
(風連庁舎 1階)
☎01655③2511 (内線112、113)

70歳以上の方 (2018年7月まで)

区分	限度額
現役並み所得者 (課税所得145万円以上の方)	67万円
一般 (市区町村民税課税世帯の方)	56万円
低所得者 (市区町村民税非課税世帯の方)	31万円
世帯の各収入から必要経費・控除を差し引いたときに所得が0円になる方 (年金収入のみの場合80万円以下の方)	19万円

(2018年8月から)

区分	限度額
690万円以上	212万円
380万円以上 690万円未満	141万円
145万円以上 380万円未満	67万円

70歳以上の方がいる世帯で現役並み所得者の区分が細分化されます。
※70歳未満の方の限度額は変更ありません。

高額医療・高額介護合算制度の限度額が変更

介護のお仕事で働きたいあなたを応援します



介護のおしごと説明会

申し込み不要
参加無料

日時

8月11日(土) 10:00 ~ 12:00

会場

駅前交流プラザ「よろーな」(東1南7)

対象者

介護等職場への就職希望者
一般の方、来春卒業予定の大学・短大・専門学校生・高校生など

内容

名寄市内介護サービス事業所のブースを設置。
法人PRや個別面談・相談などを行います。



問い合わせ 名寄市介護サービス事業者連絡協議会
事務局 名寄市健康福祉部高齢者支援課
☎01654③2111 (内線3260)